

品川区子ども読書活動推進計画の改定について

文教委員会資料
令和6年5月13日
品川図書館

(1) 目的

今年度は、令和2年3月に改定した「子ども読書活動推進計画(令和2年度～6年度)」の最終年度にあたる。この間、GIGAスクール構想によって、児童・生徒一人に一台端末が与えられるなど、子どもたちを取り巻く社会はますます高度情報化の様相を呈し、また、発達障害がある子どもや、母語が日本語ではない子どもの読書についての相談が多く寄せられるようになるなどの変化が見られる。こうした変化を捉え、これまでの取り組みの経過を踏まえつつ、時代に沿った読書活動の推進を行っていくため、「品川区子ども読書活動推進計画」を改定する(計画期間令和7年度～11年度)。

(2) 根拠法令

子どもの読書活動の推進に関する法律(平成13年法律第154号)

第9条2項

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

(3) 品川区における経過

- ・平成17年3月「品川区子ども読書活動推進計画」策定。
- ・電子書籍等の急速な普及など、読書環境の変化に対する新たな課題への対応と、平成26年に「品川区長期基本計画」が改定されたことを踏まえ、平成27年3月改定。
- ・令和2年3月、計画期間終了に伴い改定(「品川区子ども読書活動推進計画(令和2年度～6年度)」)。読書離れが顕著なティーンズ世代に重点を置くこととした。

(4) 国・都の動向

	国(文部科学省)	東京都教育委員会
計画名	子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(第五次)	第四次東京都子供読書活動推進計画
策定年月	令和5年3月	令和3年3月
計画期間	令和5年度から令和9年度	令和3年度～令和7年度
ページ数	全37ページ	全46ページ
備考	第一次:平成14年8月策定	第一次:平成15年3月策定

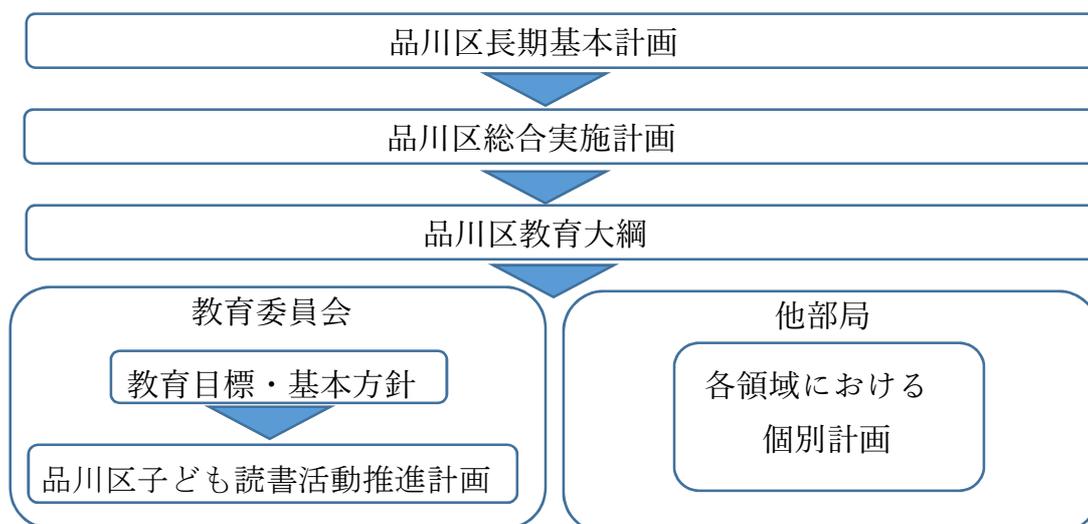
第二次：平成 20 年 3 月改定 第三次：平成 25 年 5 月改定 第四次：平成 30 年 4 月改定	第二次：平成 21 年 2 月改定 第三次：平成 27 年 2 月改定
---	--

(5) 特別区の動向

江戸川区を除くすべての区で策定されており、うち 14 区では今年度を計画期間に含む子どもの読書活動単独の計画を策定している。

(6) 「品川区子ども読書活動推進計画（令和 7 年度～11 年度）」

①計画の位置づけ



②策定年月日

令和 7 年 3 月

③計画期間

令和 7 年 4 月～令和 11 年 3 月の 5 年間

④策定方法

- ・策定委員会を設置して検討する。
- ・プロポーザル方式により選定した事業者に計画策定業務支援を委託する。
- ・アンケート・ワークショップにより、当事者である子ども、ティーンズ世代、保護者等の声を反映する。
- ・子どもの読書活動に関わる学識経験者等の知見を踏まえ策定する。
- ・パブリックコメントを実施し、区民の声を取り入れる。

⑤策定委員会の設置

- ・委員は 20 名とし、学識経験者、区内子ども関係団体代表、区内小・中・学校義務教育学校児童・生徒の保護者等、各分野から選出する。

⑥教育委員会への報告

- ・策定委員会開催後、教育委員会にて実施報告し、委員の意見を計画に反映。
- ・計画素案の採択を令和 7 年 3 月の議案とし、教育委員会の議決を経て、計画改定

を決定する。